

暫定議題
第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2018 年 10 月 15–18 日
ニューカレドニア、ヌメア

1. 開会
 - 1.1. 第 25 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. オブザーバー
2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと見なし、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。
3. 財政及び運営

事務局長が 2018 年改訂予算案及び 2019 年予算案（2020 年及び 2021 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。
5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

2018 年 3 月に開催された戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の主催国であったオーストラリアが SFMWG 会合の報告書について説明する。
6. 遵守委員会からの報告

遵守委員会（CC）議長が、2018 年 10 月 11 - 13 日に開催予定の第 13 回遵守委員会会合の報告書について説明する。CC は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

7. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会 (ESC) 議長が、2018 年 9 月の ESC 会合の報告書について説明する。ESC 会合では、科学調査計画活動の結果のレビュー、漁業指標の定期評価の実施、SBT の資源状態に関する助言 (管理方式にかかるメタルール及び例外的状況に関する評価を含む) 及び拡大委員会に対して提示する候補管理方式のサブセットの選択を行う予定である。また ESC は、拡大委員会に対し、退職する科学諮問パネルメンバーに替わるパネルメンバーの必要性及びスキルセットに関する助言について検討する予定である。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量)

CCSBT 21 は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量 (帰属 SBT 漁獲量) に関する共通の定義¹、及び 2018 漁期年の前までに帰属 SBT 漁獲量を全面的に実施することに合意した。メンバーは、遵守委員会及び EC に対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の実施状況を報告することとされている。EC は、メンバーがこれらの義務を履行しているかどうかを判断するため、この情報に関するレビューを行う。

8.2. TAC 決定

EC は、CCSBT 24 において、CCSBT 管理方式 (MP) による勧告に従い、2019 - 2020 年の TAC を各年 17,647 トンとすることを確認した。EC は、2019 - 2020 年の TAC の修正を要するような例外的状況にあるかどうかについての確認を行う必要がある。

8.3. 調査死亡枠

EC は、CCSBT 23 において、2018 - 2020 年の間、MP により勧告された TAC の範囲内で、調査死亡枠として各年 6 トンを留保することに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2019 年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

8.4. TAC の配分

CCSBT 23 において、2018 - 2020 年における国別配分量が合意された。想定外の状況 (例えば新メンバーの加入、新たな協力的非加盟国の参加、又は非加盟国による未考慮 IUU 漁獲量の推定値の増加など) が発生しない限り、CCSBT 25 における国別配分量に関する議論は想定されていない。

9. CCSBT 戦略計画

CCSBT 22 は、5 年間の行動計画を含む改定 CCSBT 戦略計画を採択した。行動事項において 2018 年に予定されている事項の大部分は、CCSBT 会合等により対応される予定である。いずれの場合でも検討されていない 2018 年の行動事項 (又は CCSBT 25 において当初の検討が必要な 2019 年の事項) は以下に列記したとおりであり、括弧書きにより (戦略計画上の) 優先順位及び対象期間も示した。事務局は、これらの事項にかかる議論を促進するための文書を作成する予定である。

- 条約文をレビューし (仮にメンバー (ら) がそのような交渉を提案するならば) 、かつ、適当な場合は、例えば管理方式や ERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び又は基準を組み込む (後者の選択肢がより効果的であることに留意) (戦略計画上の優先度: 中程度。2018 - 2019 年に予定)

¹メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものである。

- 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)
- 放流及び/又は投棄
- 遊漁
- 慣習的/又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

- CCSBT への完全な加入資格を漁業主体及び REIO まで拡大するための方法を策定する（戦略計画上の優先度：中程度。2018 - 2019 年に予定）
- 科学委員会に対して、同委員会の作業にまだ組み込まれていない近代的漁業管理原則及び／又は基準を組み込むよう要請する（戦略計画上の優先度：中程度。2018 - 2019 年に予定）
- 最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込むことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の継続的な任務を正式化する（戦略計画上の優先度：中程度。2018 - 2019 年に予定）
 - SFMWG の継続的な任務、会議の名称、付託事項、及び上記 7.1(vii) のレビューの一環として議長に関するアレンジメントを明確に定義する
 - SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める
- より幅広い当事者の参加及び／又は協力に関する提供方法を調査する（港、市場又は運搬船の旗国であって SBT を漁獲していない国等）（戦略計画上の優先度：中程度。2018 - 2019 年に予定）
- 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する（戦略計画上の優先度：高い。2019 年に予定）

10. 生態学的関連種（ERS）

10.1. CCSBT の ERS に関するビジョンの検討

CCSBT 24 は、CCSBT 25 に向けてオーストラリアが文書（EC がどのように ERSWG の作業の重点化及び指示を行うかに関するオプションを含む）を作成することに合意した。オーストラリアは、CCSBT 25 に関して要請されている文書の作成を支援するための議論の端緒として、2018 年 3 月に開催された戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）にこのトピックに関する文書を提出した。

10.2. CCSBT における法的拘束力のある ERS 措置に関する決議

2018 年 3 月の SFMWG 会合は、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく CCSBT メンバーに対して法的拘束力のある ERS 措置を実施する一つの方法として、CCSBT メンバーに対して関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に従うことを義務付ける CCSBT 決議の創設が考えられることに合意した。CCSBT 25 における検討に向けて、欧州連合及びニュージーランドがこのような提案を作成することが合意されたが、この提案に対する最終的な判断は法的な精査を含む国内協議の結果次第であるとされた。

10.3. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）付託事項

2018 年 3 月の SFMWG 会合は、ERSWG の付託事項（ToR）について検討した。会合は、ToR の改正案についてコンセンサスに達することはできなかったものの、ToR への技術的な修正を勧告するとともに、事務局が CCSBT 25 に提出する文書に取り入れることができるよう、メンバーから事務局に対して追加的な修正提案を行うことが合意された。

11. 非加盟国との関係

CCSBT 24 からの要請を踏まえ、事務局は、中国、フィジー、シンガポール及び米国に対して CC 13 及び CCSBT 25 にオブザーバーとして参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。

12. Kobe プロセス

この常設議題項目は、Kobe プロセスに関するアップデートを行うとともに、行動が求められる全ての Kobe プロセス勧告についてメンバーがレビューを行うものである。

13. 他の機関との活動

13.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のある RFMO 会合²において CCSBT オブザーバーとなり、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2019 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する

13.2. CCAMLR との「取決め」のレビュー

CCSBT と CCAMLR との間の取決めは、2018 年 10 月に更新の時期を迎える。EC は、取決めの運用状況についてレビューを行うとともに、これを更新するかどうかについて決定する必要がある。

14. データ及び文書の機密性

14.1. 2018 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 25 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである³。

15. 2019 年の会合

2019 年に開催予定の会合の日程について検討する必要がある。回章 #2018/016 において、南アフリカが主催する 2019 年の会合の暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 非公式 OMMP : 2019 年 9 月 1 日 (日)
- 拡大科学委員会 : 2019 年 9 月 2-7 日
- 遵守委員会 : 2019 年 10 月 10-12 日
- 拡大委員会 : 2019 年 10 月 14-17 日

EC は、これらの会合の暫定的な日程について確認する必要がある。さらに EC は、次回の ERSWG 会合を 2019 年に開催するかどうか、またそうである場合はその会合の日程について決定する必要がある。このことについては、財政運営委員会が 2019 年予算にこの決定を反映することができるよう、議題の十分に早い段階で決定を下す必要がある。また、休会期間中の OMMP 会合が 2019 年 6/7 月に予定されているが、これまでと同様、同会合の日程については CCSBT 25 の後に事務局長と参加科学者との間で調整される予定である。

16. 第 26 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT24 は、選出された議長及び副議長がさらに 3 年の期間において再選出されることを可能とする形で [CCSBT 手続規則](#) の規則 4 (I) を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大 4 年間在職可能となり、主催国が議長を務めるという CCSBT の過去の慣習から離れることとなる。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 25 の直後から職務を開始する。

² WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC について、それぞれ韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がオブザーバーとなっている。

³ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 25 に関連する会合の報告書は CCSBT 25 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 25 後に公表される。

17. その他の事項

17.1. 科学諮問パネル

ジョン・ポーブ教授は、2018年9月のESC会合を最後にCCSBT科学諮問パネルを退職される意向である。ESCは、後任の科学諮問パネルメンバーの必要性及びスキルセットについて検討する予定である。ECは、ESCからの助言について検討するとともに、新たなパネルメンバーのスキルセット及び選定プロセスを含め、後任のパネルメンバーを任命するかどうかについて決定する必要がある。

18. 閉会

18.1. 報告書の採択

18.2. 閉会